平成２７年（フ）第７３号
大分県中津市大字永添820番地９　藤丸アパート１号、住民票上の住所大分県玖珠郡玖珠町大字四日市1476番地
債務者　帆足　英美
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２４号
東京都町田市原町田２丁目５番３号パールマンション404
債務者　近藤　雅之
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０７９号
横浜市青葉区梅が丘７番地３　メゾンキカク305号
債務者　佐藤　弥生
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２０号
横浜市青葉区あざみ野３丁目22番地10　ドルフあざみ野201
債務者　澤村　栄一
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
横浜市瀬谷区三ツ境101番地１　クリオ壱番館404号
債務者　柏木　俊子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４９号
静岡県浜松市西区篠原町21379番地の１　アンソレイエＳ210
債務者　岡本　美香（旧姓鶴見・池上）
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
静岡県袋井市堀越４丁目１番地の１　県営堀越団地３棟　205号室
債務者　仲平良　望
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
沖縄県宜野湾市字大謝名105番地１　Ｐｌｅｉｎｄ`ｏｒ　ｃｏｒｔ　Ⅱ　３－Ｄ
債務者　横井　徳子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１号
沖縄県沖縄市高原２丁目４番16号　上原アパート302号
債務者　比嘉三千代
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４号
千葉県君津市大和田１丁目１番地19
破産者　ＫＣＭ株式会社
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２２号
千葉県木更津市請西南２丁目19番地13　森の下弐番館107、開始決定時の住所千葉県木更津市真舟４丁目２番４号
破産者　柳田　孝一
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２７号
神奈川県三浦郡葉山町長柄768番地５
破産者　有限会社坂口土木
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１６８号
静岡市清水区西久保46番39号
破産者　株式会社事業創造研究所
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８１号
愛知県瀬戸市田端町１丁目31番地
破産者　有限会社アージュインターナショナル
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３６号
茨城県水戸市石川１丁目4084番地
破産者　株式会社ラブラドール
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６８４号
東京都小平市美園町３丁目14番19―201号
破産者　齊藤　　誠
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９５号
東京都東久留米市下里６丁目５番36号
破産者　常世　輝男
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部